

一般社団法人 日本航空宇宙学会
一斉メールに関する内規

制定 平成 24 年 3 月 1 日

(目的)

第 1 条 本規程は本会の会員に対して一斉に電子メールを送信すること（以下一斉メールとする）について定めるものとする。

(対象範囲)

第 2 条 本規程の対象となる電子メールの範囲は、以下への送信を対象としたものとする。

1. 全会員
2. 正会員
3. 学生会員
4. 特定支部の会員
5. その他、理事会が特に必要と認めた範囲の会員

(採番)

第 3 条 本規程の対象となる電子メールには採番をするものとし、事務局がこれを管理する。各電子メールの題名および本文最上部にこれを記載するものとする。記号および番号は以下のとおりとする。

JSASS X-Y

X: 期

Y: 各期ごとの通し番号

例) JSASS 44-005

メール題目には[JSASS 44-005]のように記載する。

(内容)

第 4 条 一斉メールは受信者の大多数の者に関わる内容に限るものとし、以下の内容に限るものとする。

1. 本会の運営に係ること。
2. 本会の刊行物、講演会、行事に係ること。本会の講演会、行事に係ることは本会が主催、共催、後援もしくは協賛するものに限ることとする。
3. 発信者が特に必要と定めたこと。

(発信者)

第5条 一斉メールの発信者を明確にすることとし、メール本文に記載すること。一斉メールの送信に関しては発信者がその責任を負うものとする。発信者は以下に限るものとする。

1. 会長またはこれに代わる者。
2. 理事会、各委員会、支部幹事会等、講演会実行委員会、選挙管理委員会、事務局またはこれらを代表する者。

(制限事項)

第6条 ファイルの添付はこれを禁ずる。広告はこれを認めない。メールはテキスト形式とし、HTML形式はこれを認めない。

(メールの送信)

第7条 電子メールの送信は事務局が行うものとする。送信元アドレスは info@jsass.or.jp とする。

附則

1. 本内規は2012年3月1日より施行する。